

【花見川区】空き家で地域活動を始めたい方向けの主な補助事業一覧(R8.4時点)

※本一覧は、補助事業の概要を示すことを目的としており、制度内容のすべてを掲載しているものではありません。

※年度により、募集が行われない事業もあります。

※補助金交付は予算の範囲内で行うため、年度途中で募集を締め切る場合もあります。

※詳細な要件、募集時期、条件、手続き等については、所管課へお問い合わせください。(市HPで各制度の要綱や案内をご覧ください。)

建物(空き家を含む)に対する支援【改修系・家賃系】

No	名称	活用できる内容	対象経費	主な条件	所管課
1	町内自治会集会所建設等事業補助金	自治会の活動拠点となる集会所の建設、購入、改修、修繕等	建設工事費、購入費、改修費、設計費等	・自治会の集会所として使用すること ・一定期間継続使用すること	市民自治推進課 043-245-5138 jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
2	町内自治会集会施設借上費補助金	自治会活動の拠点として使用する施設の賃借	家賃	・自治会活動の拠点として使用すること	市民自治推進課 043-245-5138 jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
3	花見川区自主企画事業補助金【花見川区地域活性化支援事業(地域拠点支援事業)】	地域課題解決や地域活性化に資する活動の拠点として使用する建物の整備	改装費、工事請負費、備品購入費等	・1事業につき1回(初年度のみ) ・前年度の8月末までに事前相談必須	花見川区地域づくり支援課 043-275-6203 chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp
4	花見川区自主企画事業補助金【花見川区地域活性化支援事業(地域拠点支援事業)】	地域課題解決や地域活性化に資する活動の拠点として使用する建物の賃借	家賃	・最大3年(毎年度申請・審査あり) ・前年度の8月末までに事前相談必須	
5	既存建築物吹付けアスベスト対策費補助金	吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが施工されている建築物に対する分析調査及び除去等	調査費、工事費	・1事業者当たり1棟まで	建築指導課 043-245-5836 shido.URC@city.chiba.lg.jp

裏面に、活動に対する補助事業を参考に掲載しております。



(参考)活動に対する支援

No	名称	活用できる内容	対象経費	主な条件	所管課
1	花見川区自主企画事業補助金 【花見川区地域活性化支援事業 (地域づくり活動支援事業)】	地域課題の解決や地域活性化を目的とした事業	報償費、消耗品費、印刷費、光熱水費、委託料、備品購入費等	・最大3年(毎年度申請・審査あり)	花見川区地域づくり支援課 043-275-6203 chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp
2	花見川区自主企画事業補助金 【花見川区地域活性化支援事業 (区テーマ解決支援事業)】	区が設定したテーマに基づいたまちづくりを目的とした事業	報償費、消耗品費、印刷費、光熱水費、委託料、備品購入費等	・最大3年(毎年度申請・審査あり)	
3	どこでもこどもカフェ事業補助金	どこでもこどもカフェの開催、広報、こどもの居場所に関する研修の受講・開催、運営事務等	旅費、消耗品費、食糧費(調理不要)、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料、報償費、参加費	・登録団体であること ・同一事業で他補助金を受けていないこと	こども企画課 043-245-5673 kowaka-shien@city.chiba.lg.jp
4	地域見守り活動支援補助金	地域のひとり暮らし等の高齢者が、安心して暮らし続けられるよう見守る活動	備品購入費・消耗品費・報償費	・既に実施している事業でないこと	高齢福祉課 043-245-5250 korei.HWS@city.chiba.lg.jp
5	地域支え合い型訪問支援事業補助金	支援対象者等に対して行う訪問型の支援訪問支援事業	備品費、印刷製本費、使用料等	・概ね毎月2回以上、訪問支援を実施すること	高齢福祉課 043-245-5250 korei.HWS@city.chiba.lg.jp
6	地域支え合い型通所支援事業補助金	支援対象者等に対して行う訪問型の支援通所支援事業	備品費、印刷製本費、使用料等	・定員は10人以上であること ・月2回以上活動すること	高齢福祉課 043-245-5250 korei.HWS@city.chiba.lg.jp
7	ひきこもり居場所団体補助金	ひきこもりの方が社会参加の練習の場として利用する居場所活動	印刷製本費、通信運搬費、報償費、旅費、使用料、消耗品費(新規のみ)、備品(新規のみ)	・市内に設置、運営していること ・概ね月2回以上、定期的に継続して実施していること ・ひきこもり当事者からの相談に対応できる人員と連携し、適切な支援を行うことができる状態にあること	精神保健福祉課 043-238-9980 seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp

